



南砺市告示第145号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県単独農業農村整備事業川上中地区ほ場整備事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年12月21日

南砺市長 溝口 進



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「川上中」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	北野	次郎丸島	10364の一部、10365の2の一部、 10368の2の一部

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「北野」に編入する区域	
	大字名	地番
南砺市	川上中	920の2の一部、920の3の一部、921の2の一部、 922の2の一部

市町村名	従前の字の区域を変更し、大字「北野」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	北野	次郎丸島	10364の一部、10365の1、 10365の2の一部、10366の2、 10368の2の一部

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	川上中	日焼島	772の2